



なんでも掲示板

Anything information

お知らせ、イベント、募集、制度など、生活に関する情報をお伝えしました。

標準営業約款制度 「Sマーク」を知っていますか

厚生労働大臣認可の標準営業約款に従って営業することを登録した「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「飲食店」は、安全・安心・清潔を約束する「Sマーク」を店頭に掲げています。お店を選ぶときはSマークを参考にしましょう。
☎ (公財)広島県生活衛生営業指導センター (TEL 082-532-1200)



西国街道・本町地区フォトコンテスト応募作品の展示会

「本町地区の魅力」をテーマに募集していたフォトコンテストの応募作品を展示します。
📅 5日(土)～6日(日)10時～16時(6日は15時まで)
📍 本町会館(港町一丁目)
📞 西国街道・本町地区まちづくり協議会 廣元さん (TEL 080-3876-6997)

市営住宅の入居者募集

【申込期間】11月21日(月)～12月2日(金)
※いずれも8時30分～17時30分。
📍・☎ 三原市営住宅管理グループ窓口(宮沖四丁目 TEL 0848-62-1800)
📍 久井・大和地区の住宅、小西北住宅(高齢者向け)、本佐木住宅
※詳しくは同グループHPまたは21日(月)から申し込み場所、市役所本庁1階総合案内コーナー、各支所で配布する資料で確認してください。
※申し込み多数の場合は抽選。

三原市営住宅管理グループHP



シルバー人材センター 空き家管理サービス開始

市内にある戸建ての空き家を対象に、外観を目視でチェックし、異常の有無などを写真に撮影して報告します。
📌 ¥2,700円/1件1回
※換気・除草などについては別途料金が必要です。
📍 シルバー人材センター (TEL 0848-63-2266)へ

パートナーシップ宣誓制度 相互利用の協定を海田町と締結

市は、パートナーシップ宣誓をした人が、転出先で新たな宣誓手続きが不要となる「パートナーシップ相互利用の協定」を、これまで締結していた広島市、安芸高田市、廿日市市、府中町に続き、10月から制度を開始した海田町とも締結しました。
☎ 人権推進課 (TEL 0848-67-6044)

広島県最低賃金が 改定されました

10月1日から、広島県最低賃金が時間額930円に改定されました。詳しくは広島労働局HPで確認してください。
☎ 広島労働局労働基準部賃金室 (TEL 082-221-9244)

Jアラート情報伝達試験・16日(水)

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を利用した全国一斉情報伝達試験を実施します。屋外スピーカーやFM告知端末ラジオ、FMみはら(87.4メガヘルツ)で試験放送が流れます。また、市のメール配信システムや市公式SNSに登録している人には、試験情報が届きます。
📅 16日(水)11時から1分間程度
☎ 危機管理課 (TEL 0848-67-6066) FAX 0848-67-6164

献血に協力を

📅 27日(日)10時～12時、13時30分～16時
📍 イオン三原店(城町二丁目)
☎ 保健福祉課 (TEL 0848-67-6234) FAX 0848-67-5934

【市内事業者の皆さまへ】インボイス 制度が令和5年10月から始まります

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式の一つとしてインボイス制度が開始されます。買い手が仕入れの税額控除を受けるための適格請求書(インボイス)を発行できるのは、登録申請書を提出し、登録された売り手のみです。
※詳しくは国税庁HPで確認してください。
📍 令和5年3月31日(金)までにe-Taxから
☎ 軽減・インボイスコールセンターフリーダイヤル (TEL 0120-205-553)



特設HP

登録申請



手話 YouTube

しゅわわせ動画を見て手話にチャレンジ!

“好き”



①親指と人さし指を開いてあごの下に置く。②指を閉じながら下に下げる。

口の動きや顔の表情も手話の一部です。手話通訳者はフェイスシールドや透明マスクを付けて通訳します。手話通訳者の活動にご理解ご協力をお願いします。



↑市YouTubeチャンネル

毎月手話動画をUP中!

三原市公式YouTubeチャンネル
登録&いいね! お願いします。

“ユースエール認定企業” を知っていますか?

若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、国が「ユースエール認定企業」として認定しています。認定を受けるとハローワークでの重点的PRや認定企業限定の就職面接会への参加などのメリットがあります。※詳しくは厚生労働省HPで確認してください。

☎ 三原公共職業安定所 (TEL 0848-64-8609)



厚生労働省HP

自衛官候補生などを募集

【区分】①自衛官候補生(男子)②陸上自衛隊高等工科学校生徒(推薦・一般)(男子)③費貸学生(技術)

【対】①18～32歳②中卒で(見込み含む)17歳未満③大学の理学部、工学部の3・4年次または大学院(専門職大学院を除く)修士課程在学(正規の修業年限を終わる年の4月1日現在で26歳未満(大学院修士課程在学は28歳未満))

※詳しくは自衛隊HPで確認してください。

【応募期限】①令和5年1月18日(水)まで②(推薦)令和4年12月2日(金)、(一般)令和5年1月6日(金)まで③令和4年11月11日(金)まで

【問】自衛隊広島地方協力本部
尾道出張所
(TEL 0848-22-6942)



↑自衛隊HP

「税を考える週間イベント」の開催

【所】イオン三原店(城町二丁目)

①小・中・高校生の「税に関する絵はがき・標語・作文・書写」の作品展示

②税理士による無料相談会(中国税理士会三原支部)・税金クイズ

【時】①7日(月)～16日(水) 9時～21時

②12日(土)13時30分～16時

【問】三原税務協力団体連絡協議会
(TEL 0848-62-0524)

【主催団体関連イベント】

(公社)三原法人会社団化40周年記念事業「竹田恒泰氏講演会 日本はなぜ世界で一番人気があるのか」

【時】12月3日(土)14時～15時30分

【所】芸術文化センター ポポロ

【定】1,200人(要入場整理券)

【申】ファクス、はがきまたはEメールで三原法人会
(FAX 0848-62-1373 Eメール:
info@mihara-hojin.or.jp)へ



↑三原法人会HP

男性の料理教室

【時】25日(金)10時～13時

【所】サン・シープラザ3階

【対】65歳以上で一人暮らし、または介護をしている男性

【定】20人(要申し込み)

【料】300円

【申】18日(金)までに社会福祉協議会
(TEL 0848-63-0570)へ

人権文化センター文化祭

【時】20日(日)10時～14時

【所・問】人権文化センター(長谷一丁目)
(TEL 0848-66-1111 FAX 0848-66-1112)

【ステージ】太極拳、演奏などの発表

【展示】絵手紙、書道、児童による人権作品、人権・平和パネルなど

【バザー】ワッフル、ぜんざい、天ぷら、焼きいも、焼きそば、乾物など

落ち葉をあつめて、ピザをたべて、星をみる会

【時】12月3日(土)14時～18時

【所】久井岩海(久井町吉田)

【対】①落ち葉を集めておそうじ大作戦!

②久井産小麦の釜焼きピザ

③宇根山天文台で冬の星座を見てみよう
※申し込み不要。※宇根山天文台利用者は入館料が必要です。

【問】NPO法人宇根山代表 岡さん
(TEL 090-7127-5202)

コミュニティ助成事業が完了

宝くじの収益金を財源とした(一財)自治総合センターの助成金を受けて、次の備品などを整備しました。

①防災資機材(和木自主防災協議会)

②活動資機材(消防団)

③少年消防クラブ員育成教材など(消防本部)

【問】①危機管理課(TEL 0848-67-6165)

②消防本部警防課(TEL 0848-64-5924)

③消防本部予防課(TEL 0848-64-5927)

令和5年度市民提案型協働事業 公開審査会

【時】25日(金)9時30分～10時45分

【所】市役所本庁3階

【対】市民活動団体から企画・提案された事業を提案団体と市が協働で行う「市民提案型協働事業」の公開審査会

【問】地域企画課(TEL 0848-67-6184)



↑市HP

相続税無料個別相談会

【時】12日(土)13時30分～16時30分
※うち1組30分程度。

【所】サン・シープラザ4階

※令和4年度版の相続・贈与に関する本を配布します。

【定】15組(要申し込み)

【申】中国税理士会三原支部 水兼さん
(TEL 0848-67-5735)

家族のつどい

【時】21日(月)13時30分～15時

【所】中央公民館

【対】講話「家族が互いに暮らしやすくなるために」と情報交換会

【講師】やっさ工房にしまち施設長 荻山和生さん

【対】こころの病や課題を抱える人の家族

【定】15人(要申し込み)

【申】17日(木)までに保健福祉課(TEL 0848-67-6053 FAX 0848-67-5934)へ

大和地区の運動機器利用講習会

【時】11日(金)9時30分～12時

【所】大和保健福祉センター

【対】安全で効果的に運動機器を利用するための講習会

【対】要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人

【定】4人(要申し込み)

【申】9日(水)までに高齢者福祉課(TEL 0848-67-6055 FAX 0848-64-2130)へ

消費生活の心得

●消費生活センター●

！お困りの際は、消費者ホットライン(TEL 188)または、市消費生活センター(TEL 0848-67-6410)に相談してください。

整体院で購入した回数券、返却できる？

「整体院で勧められて回数券(30,000円分)を購入したが、施術後に体調が悪くなったため通院を辞めたい。回数券には、『いかなる理由があっても、ご購入後の返金はできません』と書いてあります。どうしたらいいですか？」

この場合、整体は、特定商取引法で規制する特定継続的役務*に該当し

ないため、事業者の利用約款に従うこととなります。しかし、消費者の利益を不当に害する条項として無効にできる場合もあるので、相談してください。*長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取り引きのこと。

●勧誘されてもすぐには契約せず、必要なければきっぱりと断りましょう。

人権標語 気づこうよ 身近な人の SOS (小学6年生)